

## 平成29年度第2回岐阜県障害者施策推進協議会 議事概要

1. 日 時 平成29年11月28日（火） 13:30～15:30

2. 場 所 岐阜県水産会館 1階 大会議室

3. 出席者 別紙

4. 議 題

(1) 「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」について

(2) 障がい者用体育館について

5. 議事要旨

<開 会>

○開会挨拶（健康福祉部長）

○会議趣旨説明（事務局）

<議 事>

### 1 「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」について

※意見・質疑応答（⇒の部分は、回答及び説明）

【入所施設定員の数値目標について】

○入所施設定員を現状維持としても、現状必要な人が入っていない。県として追加の取組みを行うつもりはあるか。

⇒今後3年間で取組みを進めるとともに調査を重視していきたい。

○65歳を過ぎると障がい者施設にいても介護保険に移行するのか。障害者年金1級の人はいいが、2級の人にとって介護保険の1割負担は難しい。

⇒国の動きを注視していきたい。

○入所施設の利用者への処遇についての検証、議論が行われていない。入所施設において人間性のある生活がなされているのか検証し、入所者が生きがいつくりの施策をお願いしたい。

○これまで施設数、定員数といった数の話に光が当たり、施設の在り方についてはこれまで目の目を浴びてこなかった。

○地域生活拠点や入所施設は地域の拠点。当事者の意見を聞きながら進めてほしい。

○入所施設の施設長クラスの参加する勉強会は必ずやるべき。親の協力を引き出す方法を施設が考えていくべき。

## 【プランの素案について】

- 難病患者も他の障がい者も一次避難所は一般の避難所であるので、一般避難所の運営委員会にヘルプマークを周知すべき。  
⇒一般避難所の運営委員会へのヘルプマークの周知については、防災課と協議を開始している。
  
- あいさつができないといった社会性に問題のある職員もいる。人材の質の確保については、きめ細かく細かくやってほしい。
  
- 待遇の向上や若い方が将来にわたり働けるのかという展望が必要。夢がないと人材が育たない。
  
- 確保する障害福祉サービスの規模も大きくなるとスタッフが必要であり、人材が必要となる。障がい福祉の分野においても人材確保の取組みを積極的に進めていくべき。  
⇒介護、児童、障がい福祉を横断的に取組みを行っている。来年度、福祉人材確保の中心的な役割を果たす「福祉人材総合対策センター」の機能強化を図る予定。
  
- 教育委員会から、小中学校、高校の児童生徒が障がいのある方と交流したり、教育したりというアプローチが無いと若い人材が就職してくれない。  
⇒中部学院大学と連携協定を締結し福祉人材の確保に取り組んでいるほか、県内の全ての中学2年生に配布する福祉の仕事を紹介する副読本に今年度より障がい福祉の仕事を紹介するページを追加した。
  
- 「教育の充実」について、小中学校は通級で切れ目なく支援できるが、高等学校で途切れてしまう。高等学校における支援をしっかりとってほしい。  
⇒切れ目なく支援が受けられるよう、個別の支援計画を確実に作成する。
  
- 高等特別支援学校について、療育手帳B2で線を引くのではなく、高次脳機能障害や、アスペルガーといった知能には問題がないが、普通高校では難しい方も受け入れるべき。
  
- 福祉人材については、生きがい、手当があれば、自然と若い方が入ってきて、人材が確保できるのではないか。
  
- 障がい者の寿命について、国内で調査はないが、健常者に比べ障がい者の寿命は短くその差は開いている。障がい者が生活習慣病にならないような取組みをお願いしたい。

- 学校を卒業されて行き場のない方はどれぐらいいるのか。そういった方を受け入れる日中活動サービスは充足しているのか。  
⇒一般就労とA型に進まれる方は約3割。日中活動サービスについてはまだまだ不足している認識であり、次期プランで、整備を進めていく。
- 就労にこだわるのではなく、その人その人の幸せを考えたきめ細かい支援を行う必要がある。
- 働きたい応援団の登録企業にジョブコーチを配置してほしい。
- 医療型短期入所施設について、障がい者が様々な面で安心して暮らせるよう、人口だけでなく、地域性も考慮して各圏域で整備を進めてほしい。  
⇒圏域ごとに地域性があることは承知している。引き続き、医療機関に出向き、医療型の短期入所事業所をやっていただけるよう、お願いしてまいりたい。
- 医療的ケアは必要ないが、重複の障がいのある発達障がい児は断られる実態がある。
- （仮称）手話言語条例に関連する施策として、手話以外の様々な意思疎通支援に関する取組みが盛り込まれており、手話言語条例に関する取組みが推進できるのか危惧している。
- （仮称）手話言語条例については、コミュニケーション条例ではなく、単独条例として制定してほしい。  
⇒条例については、議員提案条例として検討されているので、議会事務局に申し伝える。
- 現在は一度就労移行支援事業所を経なければB型事業所にはいけないことになっているが、就労移行支援事業所で挫折を味わいB型に行くことが果たしてよいのか。  
⇒現在はどの事業所が本人にふさわしいかアセスメントを行っている。アセスメントを行う相談支援専門員のレベルアップを図ってまいりたい。

## 2 障がい者用体育館について

- 利用対象者の障がい者の中には、難病患者も含まれているのか。  
⇒含まれている。